



働いていると、年金は停止になるの？

答

働きながら年金を受給する場合、以下のとおり給与と年金を合わせて一定額を超える場合は、年金額が調整される仕組みとなっています。



老齢厚生年金

年金受給者が在職中で厚生年金保険制度に加入または議員となっている場合、給与・賞与と年金の月額合計に応じて、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になります。

・総報酬月額相当額【A】＝ 標準報酬月額 ＋ 過去1年分の標準賞与の総額 ÷ 12

・年金の基本月額【B】＝ 老齢厚生年金（報酬比例部分）の年額合計 ÷ 12

65歳未満

【A】＋【B】の合計が**28万円***を超える場合、支給停止が発生します。

65歳以上

【A】＋【B】の合計が**46万円***を超える場合、支給停止が発生します。

支給停止額は、原則、【A】＋【B】の月額合計が65歳未満は28万円*（65歳以上は46万円*）を超える部分の2分の1の額となります。一定額を超えると、全額停止となります。

※平成30年度の額

例

63歳で、総報酬月額相当額【A】17万円、年金の基本月額【B】13万円のケース

支給停止額＝（17万円＋13万円－28万円）×1/2×12月＝12万円/年（1万円/月）

退職共済年金（経過的職域加算額）

- ・公務員で在職中のとき …… **全額停止**
- ・民間会社等に在職中のとき …… **全額支給**

老齢基礎年金（国民年金）

- ・就労状況に問わず …… **全額支給**

雇用保険給付との調整

（65歳までの年金受給者）

…うきうき



高年齢雇用継続給付との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受ける場合は、在職による年金の支給停止に加えて、年金の一部が停止される場合があります。

なお、停止額は最高で標準報酬月額の6%相当額となります。

退職後の失業給付との調整

雇用保険に加入していた人が退職し、ハローワークで求職の申込みをすると、雇用保険の失業給付を受けることができますが、老齢厚生年金の全額が停止されます（ただし、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給されます）。

なお、失業給付の額が年金額を下回っていた場合でも差額は受けられませんので、求職申込みの際、十分に検討してください。

3月に退職される予定のみなさまへ

石川縣市町村職員年金者連盟にご加入ください

本連盟では、「年金受給者の生活の安定」と「共済年金制度等の堅持」を図るため、政府関係機関に直接陳情や、ハガキ陳情などを行っています。

また、「**連盟だより**」を年2回発行し、本連盟の活動および年金制度の改正などを会員の方々にご案内しています。さらには、福祉・健康事業として**保養所利用助成券の発行、バス研修旅行の助成、並びに団体障害保険等の斡旋**などを行っています。

ただし、連盟に加入できるのは年金受給資格を得てからになりますので、年金受給開始時にご加入くださるようお願いいたします。

詳細については、石川縣市町村職員共済組合のホームページをご覧ください。

<http://www.kyousai-ishikawa.jp>

お問い合わせ先

石川縣市町村職員年金者連盟
TEL 076-263-9435